

(第11章) 旅費規程

第1条 目的

この規定は出張旅費及び役員会に出席するための交通費について定める。

第2条 理事長は会務のため関係役員等に出張を命じることができる。

出張する場合は次の旅費及び日当を支給することができる

(1) 旅費及び宿泊費は領収書をもって決済する。

(2) 九州管内における出張の場合はJR鉄道料金(新幹線を含む)を支払うことができる。

(3) 出張時は交通費・宿泊費と別に日当10000円/日を支払うことができる。

第3条 役員会等に出席する場合は交通費を支給することができる。

2.支給額は公共交通機関料金を参考にする。

3.本会の運営に係る業務に携わり、理事長が必要と認める場合は日当をもって弁済する。

4.日当は、第2条(3)の規定を基準とし、時間割で支給する。

(1) 特別な事由により出張する場合は、第2条の規定にかかわらず、理事長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。ただし、請求は会計に対して行い、その請求期限は用件終了後1カ月以内とする。

第4条 補則

この規定は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附則)

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する

平成28年5月一部改訂